

韓国人元 B C 級戦犯公式謝罪・国家補償請求訴訟控訴審判決

(東京高裁 2000年5月25日判決)

[→日本戦後補償総覧 \(PDF\)](#)

[→日本戦後補償総覧 \(WEB\)](#)

[→HOME](#)

平成一二年
五月二十五日
判決言渡

同日

判決原本領収

裁判所書記官

松尾顯洋

平成一一年(ホ)第二七三三号 B C級戦犯公式陳謝等請求控訴事件(原審・東京地方

裁判所平成七年(ワ)第八九〇一号)

平成一二年三月二三日口頭弁論終結

判決

大韓民国全羅北道

控訴人 林

大韓民国全南

控訴人 李

大韓民国全南

控訴人 李

大韓民国大田広域市

控訴人 崔

大韓民国全南

控 訴 人

丁

大韓民国大田市

控 訴 人

崔

右六名訴訟代理人弁護士

川

上

英

一

同

山

本

晴

太

同

中

久

保

満

昭

同

飯

島

康

博

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

被 控 訴 人

国

右代表者法務大臣

白

井

日

出

男

右指定代理人

川

口

泰

司

同

住

川

洋

英

同

大

圖

明

同 同 同 同 同 同 同 同

主

一 本件控訴をいずれも棄却する。

二 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

文

小 高 栗 堀 根 川 鈴 松 田

野 塚 原 江 原 上 木 崎 中

雄 健 忠 英 忠 秀 研 芳

大 一 夫 男 稔 良 幸 丈 樹

第一 控訴の趣旨

一 原判決のうち控訴人らに関する部分を取り消す。

二 被控訴人は、控訴人らに対し、原判決別紙刑死者目録及び同拘禁者目録記載の者ら（ただし、申明休及び陸■■■■■に関する部分を除く。以下同じ）が先の大戦のB C級戦犯として、日本国の戦争責任を日本国に代わって負担させられ、かつ、戦後、日本国が右の者らを放置したことに對し、公式に陳謝せよ。

三 被控訴人は、控訴人林■■■■■に對し、金五〇〇〇万円を支払え。

四 被控訴人は、控訴人崔■■■■■に對し、金一一八二万九二〇〇円を支払え。

五 被控訴人は、控訴人李■■■■■、同李■■■■■、同崔■■■■■及び同丁■■■■■に對し、各金五〇〇万円を支払え。

六 被控訴人は、控訴人林■■■■■に對し、原判決別紙刑死者目録記載の者が戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二八年法律第一八一号）附則二〇項に規定する日本国との平和条約一一條に掲げる裁判により刑死した者

で、厚生大臣が当該死亡を公務上の死亡と同視することを相当と認める者であることを確認する。

七 原判決別紙刑死者目録及び同拘禁者目録記載の者らが、先の大戦のBC級戦犯として、日本国の戦争責任を日本国に代わって負担させられたことにより被った日本国の公務（犠牲）について、被控訴人が国家補償立法を制定しないことは違法であることを確認する。

第二 事案の概要

一 本件は、控訴人ら又はその父、夫若しくは兄が徴用され、日本陸軍軍属として俘虜監視に従事させられ、戦後、BC級戦犯として刑死又は拘禁されたことの賠償・補償として、(一)(1)軍属国家契約の債務不履行に基づく損害賠償、(2)憲法二九条三項（特別の犠牲）、一三条、憲法的条理に基づく補償、(3)条理に基づく補償として、五〇〇〇万円又は五〇〇万円の支払、(二)軍属国家契約に基づく未払給与六八二万九二〇〇円の支払（控訴人崔■■■のみ）、(三)(一)の(1)ないし

(3)を根拠とする公式陳謝、(四)後記戦傷病者援護法改正法附則二〇項の公務死であることの確認(控訴人林■■■■のみ)、(五)国家補償立法不作為の違法確認を請求した事案であり、原審は、(一)ないし(三)の各請求を棄却し、(四)及び(五)の各請求に係る訴えを却下した。

二 当事者の主張

原判決二一頁八行目の末尾に「そもそも、林■■■■の生命剥奪(公務死。昭和二二年七月一八日)、控訴人李■■■■らの拘禁は、いずれも憲法施行後であるから、憲法が適用されるべきである。」を、二五頁六行目の「一三条」の前に「二五条、」をそれぞれ加えるほか、原判決事実第二記載のとおり(ただし、一審原告申■■■■及び同陸■■■■に関する部分を除く。)であるから、これを引用する。

第三 当裁判所の判断

一 当裁判所も、控訴人らの第一の六及び七の各請求に係る訴えはいずれも不適

法であり、同一ないし五の各請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり付加訂正するほか、原判決理由第一ないし第七記載のとおり（ただし、一審原告申[■]及び同陸[■]に関する部分を除く。）であるから、これを引用する。

1 原判決九四頁七、八行目の「このような犠牲に対する補償は、憲法二九条三項の全く予想しないところであるといわざるを得ない」を「このような犠牲ないし損害に対する補償は、憲法二九条三項等の憲法の諸規定の全く予想しないところであるといわざるを得ず、右犠牲ないし損害に対する補償の要否及びその在り方については、国家財政、社会経済、損害の内容、程度等に関する資料を基礎とする立法府の裁量的判断に委ねられたものと解するのが相当であり、右犠牲ないし損害について立法を待たずに当然に戦争遂行主体であった国に対して国家補償を請求することができるといふ条理を憲法の諸規定から導き出すことはできない」に改め、同末行の「参照」の前に「最

高裁平成九年三月一三日第一小法廷判決・民集五一卷三号一二三三頁、最高裁平成十一年一二月二〇日第一小法廷判決」を加える。

2 九七頁六行目の「行うかということとは、」の次に「前述のように、」を加える。

3 一一六頁八行目の「支給すべきことを」を「支給すべきことの」に改める。
二 よつて、原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第七民事部

裁判長裁判官 奥 山 興 悦

裁判官

杉

山

正

己

裁判官

沼

田

寛

右は正本である。

平成一二年五月二五日

東京高等裁判所第七民事部

裁判所書記官 松尾 顕



最高裁印 一二号